

# ねっとわ〜く芦屋

発行日 令和5年2月1日  
 発行者 芦屋町商工会  
 Tel 093-222-2111  
 Fax 093-222-1201  
 E-Mail:ashiya@shokokai.ne.jp  
 http://www.ashiyashoko.com

## ⚠️⚠️ にここ商品券の換金期限にご注意ください! ⚠️⚠️

この商品券発行事業は、県・町の補助金事業です。

関係機関への報告等の事情により、**期限後は換金できません**のくれぐれもご注意ください。

### 使用期限

**令和5年2月28日(火)**

### 換金期限

**令和5年3月10日(金)**



※ちなみに生活応援商品券については、**換金期限は令和5年2月28日(火)**までとなっています。  
 にここ商品券の換金期限とお間違いのないようにお願いいたします。

## 👉 令和5年度のプレミアム付き商品券について、キャッシュレス商品券の発行が前提となります!!

福岡県からの通達で、令和5年度のプレミアム付き商品券の要件に、発行額の20%以上をキャッシュレス商品券で発行する事が前提条件となっています。

発行する場合、キャッシュレス商品券をお取り扱いできる事業者様の募集を行う予定です。  
 募集が決定次第、改めてのご案内ならびに説明会を開催いたしますので、その際は何卒ご協力をお願いいたします。

### 新規会員事業所のご紹介

去る12月2日(金)に開催された理事会で承認されました新規会員の方をご紹介します。

(※敬称略)

企業名・代表者	所在地	業種
おうちパン ke-pi 松水 恵子	芦屋町花美坂 4-7	小売業

### 経営革新原油高騰等克服支援補助金のお知らせ

福岡県では、原油価格・物価高騰等の影響に伴う経営環境の変化に対応するため、経営革新計画に基づく「新事業活動」に必要な経費を補助する標記補助金の公募を予定しています。

1. 対象者・・・新たな経営革新計画を作成し、承認を受けた事業者
2. 補助率・補助金額・補助対象経費(予定)

補助率	対象経費の3/4以内
補助金額	上限50万円
補助対象経費	後日公表予定

※経費削減を目的として実施する事業に必要な経費の補助(経費削減枠)の設定はありません。

※経営革新計画の申請及び補助金の申請に係るスケジュールや具体的な補助対象経費等についての詳細は、後日公表される予定です。**申請をご検討される方は、商工会までお問い合わせください。** ☎222-2111

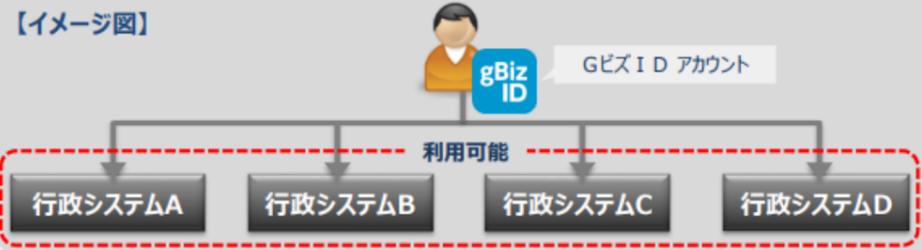
# 商工会からのお知らせ

G Biz ID クイックマニュアル gBizIDプライム編 ver1.8 2022年9月

## G Biz IDについて

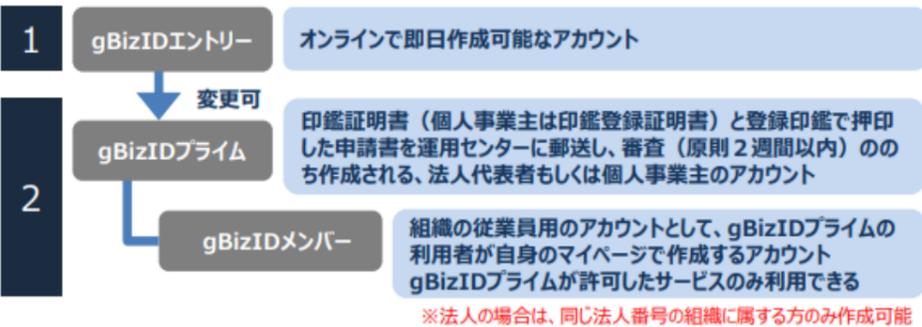
「G Biz ID」は様々な行政サービスを利用するための共通IDです。  
このIDがあると、各種補助金の申請や社会保険の手続等の申請がオンラインで可能となります。

### 【イメージ図】



### ●アカウント体系

G Biz IDには次の3種類のアカウントがあります。



### ●アカウント登録に必要なもの

G Biz IDを利用するには、次のものがが必要です。

アカウント種別	メールアドレス (アカウントID)	操作端末	プリンター	印鑑証明書と登録申請書	スマートフォンもしくは携帯電話
gBizIDエントリー	○	○	×	×	×
gBizIDプライム	○	○	○	○	○
gBizIDメンバー	○	○	×	×	○

## G Biz IDで利用できる行政サービス一覧（主なもの）

※行政サービス側の都合により、一覧に掲載していないサービスもあります。

省庁が提供するサービス（五十音順）

サービス名	URL	利用可能なアカウント種別			委任 対応
		gBizID プライム	gBizID メンバー	gBizID エントリー	
		○	○	○	
IT導入補助金2022	https://www.it-hojo.jp/	○	-	-	-
e-Gov	https://www.e-gov.go.jp/	○	○	○	-
介護サービス情報公表システム_電子申請届出システム	https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/	○	○	-	○
金融庁電子申請・届出システム	https://denshi-shinsei.fsa.go.jp/	○	○	○	-
経営力向上計画申請プラットフォーム	https://www.keieiryoku.go.jp/	○	○	○	-
G Biz フォーム	https://form.gbiz.go.jp	○	○	○	-
iGrants	https://www.igrants-portal.go.jp	○	○	-	-
事業継続力強化計画電子申請システム	https://www.keizokuryoku.go.jp/	○	○	-	-
社会保険手続きの電子申請	https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov2.html	○	○	-	-
DX推進ポータル	https://dx-portal.ipa.go.jp	○	○	○	-
日本公庫ダイレクト	https://direct.jfc.go.jp/w000_TopB	○	-	-	-
認定経営革新等支援機関電子申請システム	https://www.ninteishien.go.jp/	○	○	-	-
ミラサポplus	https://mirasapo-plus.go.jp	○	○	○	-
みらデジ	https://check.miradigi.go.jp/	○	○	○	-

# 募集

無料で情報をまとめた冊子を作成！  
お店をPRしませんか？

## 芦屋町の体験募集



最近、近場で出来る**体験**が注目されております！  
そこで、【芦屋町で出来る体験を取りまとめた冊子】を作成し、店舗へ足を運んでいただくきっかけを作りたいと考えています。この機会に体験を通してお店をPRしませんか？

お店で「こんな体験してみたい」や、「どんな体験ができる？」、「こんな人と一緒にやりたい」等、ご興味のある方は、ご連絡ください。  
お店以外の場所での実施、申込受付を観光協会でも実施することも可能です。

締切 2023年2月下旬

問合せ 芦屋町観光協会（担当：北）093-221-1001

※SNSからのご連絡も可能です

## インボイス制度、支援措置があるって本当!?



本当です！そのための税制改正(案)が閣議決定されています。  
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ	既に課税事業者の方も
納税額が売上税額の2割に軽減?	会計ソフトに補助金?
インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?	少額取引はインボイス不要って?
登録申請、4月以降でも大丈夫?	少額な値引き・返品は対応不要?

### 小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、**売上税額の2割を納税額とすることが出来ます!**

- 対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)
- 対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間  
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告が必要となる**売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成**できるようになります！  
また、**事前の届出も不要**で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です！